

China Tax Monthly (中国税務月報)

2022年5月



税関総署による「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」の公布

概要

中国の税関総署は、2022年1月1日付けで「中華人民共和国税関総合保税区管理弁法」（税関総署令第256号、以下「新規定」）を公布した。この新規定は、総合保税区を対象とした、初めての正式な管理弁法として同年4月1日から施行された。これによって、総合保税区のよりハイレベルな開放を実現するために、規範的かつ具体的な管理制度が確立されたことになる。旧規定を統合した上で、総合保税区の開放と発展に関する指導理念に基づき、税関特別監督管理区域に適用される各種政策・法規を効果的に統合した。

税関特別監督管理区域に設立された、または設立予定のある企業にとって、新規定の関連内容を把握しコンプライアンス経営を展開するとともに、多くの政策メリットを享受することは極めて重要である。

* 旧規定とは、「中華人民共和国税関による保税物流園区の管理弁法」及び「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」である。

背景

国务院弁公庁による「税関特別監督管理区域の統合・最適化加速方案」（国弁発〔2015〕66号）、「総合保税区のハイレベルな開放・高品質な発展の促進に関する若干の意見」（国発〔2019〕3号）（以下「3号文」）の要件に基づき、税関特別監督管理区域を最適化・統合し、155の総合保税区（以下「総保区」）を形成した。今回の新規定は、保税港区と保税物流園区で適用されている従来の管理規則を統合し、総合保税区管理弁法として統一して明確にするとともに、総保区を対象とした新規定も追加した。

具体的な改定内容

主な更新方向	重要な追加・改定内容
立法事実の追加と更なる整備	<ul style="list-style-type: none"> 検査・検疫関連法規、食品法などに関する法的根拠を追加した（第1条）
散在している新規定を統合し、全国155の総保区の管理に適用される	<ul style="list-style-type: none"> 固形廃棄物関連管理（第22条、第23条）、増値税一般納税者の試行資格（第42条）、区外委託加工の請負（第27条）、国内販売の選択的な課税（第18条）などの法規・公告を全面的に統合する
総保区で実施可能な事業範囲を追加・明確化し、総保区の機能を拡大することにより、区内産業チェーンのハイエンドへの発展を促進し、付加価値を向上させる	<ul style="list-style-type: none"> 新たに追加された事業には、「再製造」「ファイナンス・リース」「越境EC」「先物保税受渡」などの新事業が含まれる（第5条）
貿易便利化を反映した管理措置により、区内の競争力を強化させる	<ul style="list-style-type: none"> 出入区管理の簡素化（第43条）、出区の検査・保守管理規定の最適化（第28条）
検査・検疫に関する規定を追加し、税関と検査機能を統合した税関の役割を反映する	<ul style="list-style-type: none"> 区内と国外との間で搬出入される貨物などの検疫方法を明確にし、出入国プロセス（すなわち「一線（国境線）」）における検疫を実施する（第10条） 区内と区外との間で搬出入される貨物などに対して検疫を実施しないことを明確にした（第17条） 検査に関する規定はまだ公布されておらず、新規定はガイドライン的な規定のみで構成され、関連規定に従って実施する（第38条）

注目ポイント

新規定は、旧規定である「中華人民共和国税関による保税物流園区の管理弁法」及び「中華人民共和国税関保税港区管理暫定弁法」と比較すると、以下のとおり、いくつかの重要な変更がある。

- 3号文の指導理念に基づき、いくつかの便利化と最適化に係る管理措置を追加した。例えば、中国国内から入区し、輸出関税、許可証、税金還付を必要とせず、かつ税関の統計対象でない貨物に対して、便利な出入区管理を実施する。区内企業の集中申告手続きの期間を調整し、「月次申告」から「四半期ごとの申告」に変更した。出区する貨物の検査・保守管理規定を最適化し、検査・保守期間を従来の「60日+30日」から、特別な事情があつて税関の承認を得た場合、「契約期間を超えない範囲」などに延長できるようにした。
- 税関業務許可手続きの簡素化により、税関行政の簡素化・権限委譲を反映する。例えば、外注加工に関する規定、及び区内企業の加工生産過程で発生した切れ端、不良品、副産物を区外に搬出して販売する場合、税関への手続き、申請の提出及び税関の許可取得という旧規定の要件をそれぞれ削除した。不可抗力により貨物が破損または滅失した場合、「国外に返品せず、区外への搬出を求める場合、区内企業が申請して、保税港区の所轄税関から許可を得て、税関が査定した価格に従って課税する」という要件を削除した。
- 新規定では、区外委託加工の請負、増値税一般納税者の試行資格、国内販売の選択的な課税、国务院が総保区の設立を承認した日から、国外から総保区に搬入された区内企業の自社用機器・設備に総保区の政策を適用できることなど、3号文に含まれる既に施行中の法規・公告を全面的に統合した。更に、信用管理を最適化し、奨励対象でありかつ基準に適合した企業に最高級の信用格付けを直接付与する。企業の国内販売の円滑化等に向けて、総保区で生産製造された携帯電話、自動車部品などの主要製品を自動輸入許可管理貨物目録から除外する。国外から入区した医療機器及び食品に対して革新的な検査モデルを構築する、などいくつかの政策が段階的に実施されている。

なお、上記新規定は中国にある168の税関特別監督管理区域の92.3%を占める155の総保区のみにも適用されるため、下記13の税関特別監督管理区域は依然として総保区に属さず、それぞれの監督管理規定に従って管理する必要がある。

税関特別監督管理区域	155の総合保税区に含まれていないその他の税関特別監督管理区域リスト	関連規定
9つの保税区	上海外高橋、天津港、大連、寧波、厦門象嶼、福州、福田、広州、珠海	各地域で公布された保税区条項及び管理弁法
1つの輸出加工区	広東広州輸出加工区	税関による輸出加工区監督管理弁法
1つの越境工業区	珠澳越境工業区珠海園区	珠澳越境工業区珠海園区管理弁法
2つの保税港区	海南洋浦保税港区	税関による洋浦保税港区監督管理弁法
	張家港保税港区	関連条項及び管理弁法なし

KPMGからの提案

「新規定」は、総保区管理弁法における空白を埋めるものであり、中国の総保区改革開放に適応し、国際管理体制と統合するためのマイルストーンでもある。経営者には下記のとおり早急に対応されるよう提案する。

- 「新規定」に基づき、業務で関わる可能性のある総保区における関連管理措置及び利用可能な政策の優遇措置を整理し、政策メリットを活用して物流・通関コストを削減し、改善し最適化する。
- 「新規定」は行政の簡素化・権限委譲を基本方針として、企業の自己コンプライアンス管理に、より高い要求を提示し、存在し得るリスクポイントを特定し、関連リスクを最小限に抑える。区内企業は内部コンプライアンス制度を確立・整備し、日常の輸出経営活動を効果的にモニタリングする必要がある。
- 「新規定」は、現行法規を統合して、統率の役割を果たしている。適用される具体的な管理措置及び実務における詳細について、企業は具体的な法規に従い実施する必要がある。後続して実施細則及び関連する監督管理政策が相次いで公布されるものと思われるため、関連法規定の今後の動向に注目し、管理措置や実務を改善されるよう提案する。
- 関連業界は、総保区の発展に係る政策の優遇措置及び今後公布される政策のメリットに留意する必要がある。例えば、2021年12月に総保区保守製品目録の第2弾を改定・公布するとともに、区内企業が自社グループの国内自社製品の保守を実施でき、保守製品目録に制約されないことなどを明確にした。総保区で製造された携帯電話、自動車部品などを自動輸入許可管理貨物目録から除外し、企業の国内販売の円滑化を促進する。国外から入区した医療機器及び食品などに対して革新的な検査モデルを構築する、など。

参考資料：その他の改定内容

	変更点	関連説明	対応する条項
1	総保区の定義に言及していない	・旧規定を踏まえて、旧規定における「保税港区」「保税物流園區」の定義を削除したものの、「総合保税區」に関する定義には言及していない	適用対象外
2	監督管理の範囲をより詳細に説明	・従来の「貨物」を「貨物及びその外装、コンテナ」に変更し、「場所」を削除した	第 2 条、第 10 条、 第 17 条
3	総保区の関連地域フェンスに関する条項を削除	・「区外との間で税関の監督管理要件を満たすゲート、フェンス、監視カメラシステム及び税関の監督管理に必要なその他の施設を設置しなければならない」条項を削除した	適用対象外
4	旧規定における保税展示の関連条項を削除	・区内展示については第 5 条における「展開可能な業務」で規定されており、別途規定しない。削除後に区外展示に関する法的根拠はない	適用対象外
5	生活消費施設及び商業小売業の展開を制限しない	・旧規定における「保税港区内で商業性の生活消費施設の設置及び商業小売業の展開を行ってはならない」条項を削除した	適用対象外
6	帳簿設定などの要件の調整	・区内企業が会計法及び関連法規に従って帳簿の設定と会計計算を行う要件を削除した ・企業が財務管理を規範化する条項を追加した ・区内企業が税関の査察・検査に協力し、関連する帳簿や証憑などの書類と電子データを如実に提供する条項を追加した	第 35 条、第 36 条
7	輸出入禁止管理を一線（国境線）まで拡大する	・国によって輸出入が禁止されている貨物・物品は保税港区／園區に搬出入してはならないという条項から、「総保区と国外との間で搬出入してはならない」に改定した	第 7 条
8	国外から園區内に搬入される免税貨物に対して減免税貨物に準じて管理する規定を追加	・国外から園區内に搬入される免税貨物は減免税貨物に準じて管理することを明確にした。輸出通関申告方式で総保区に搬入される貨物は保税されることを明確にした。総保区内の貨物は監督管理期間が満了した時点で自動的に監督管理から解除されることを明確にした	第 13 条、第 20 条
9	区内企業管理	・分枝機構の設立には税関の承認を得る必要はなく、法律に従って税関への登録や届出を行うこととする。食品生産企業は法律に従って中国国内での生産許可を取得する必要がある条項を追加した	第 34 条

(MUFG BK 中国月報 2022 年 5 号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

KPMG 中国

華中地区日系企業サービス

税務パートナー

徐潔 (Xu Jie)

中国上海市静安区南京西路 1266 号 恒隆広場ビル 2 25F

Tel : +86-21-2212-3678

E-mail : jie.xu@kpmg.com